

取引所為替証拠金取引「くりっく365」お取引に係るご注意
(注意喚起文書)

本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことが出来ることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。

本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、当社までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

当社の苦情処理措置及び紛争解決措置

一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109または03-5252-3772

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005(フリーダイヤル)

(注) ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます

**取引所為替証拠金取引説明書
(東京金融取引所)**

平成 25 年 1 月

東京金融取引所の取引所為替証拠金取引（以下「取引所為替証拠金取引」といいます。）をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。

取引所為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。取引所為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

目 次

取引所為替証拠金取引のリスク等重要事項について	1
取引所為替証拠金取引の仕組みについて	2
・取引の方法	2
・証拠金	3
・決済時の金銭の授受	5
・取引規制	5
・益金に係る税金	6
登録金融機関への取引の委託の手続きについて	7
取引所為替証拠金取引及びその委託に関する主要な用語	10

本説明書は、登録金融機関が金融商品取引法第37条の3の規定に基づき顧客に交付する書面で、東京金融取引所において行われる取引所為替証拠金取引（愛称を「くりっく365」といいます。）について説明します。

取引所為替証拠金取引のリスク等重要事項について

取引所為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。さらに、取引金額がその取引について顧客が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。

取引する通貨の対象国の金利の変動によりスワップポイントが受け取りから支払いに転じることもあります。また、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映せず、買い付けた通貨の対象国の金利が売り付けた通貨の対象国の金利よりも高い場合にもスワップポイントを支払うことになることがあります。

相場状況の急変により、売り気配と買い気配のスプレッド幅が広がったり、意図したとおりの取引ができない可能性があります。

取引する通貨の対象国が休日等の場合、その通貨に係る金融指標の取引が行われないことがあります。

取引システムもしくは取引所、登録金融機関及び顧客を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。

注文が執行されたときは、委託手数料を徴収します。詳しくは、別紙をご参照下さい。

顧客が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること(クーリングオフ)はできません。

取引所為替証拠金取引の仕組みについて

東京金融取引所における取引所為替証拠金取引は、同取引所が定める規則に基づいて行います。

登録金融機関による取引所為替証拠金取引の受託業務は、これらの規則(同取引所の決定事項及び慣行を含みます。以下同じ。)に従うとともに、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

取引の方法

東京金融取引所(以下「取引所」といいます。)においては、取引所為替証拠金取引として、対日本円取引が17通貨、クロス取引が11種類取引されます。

対日本円取引の対象通貨、取引単位及び呼び値の最小変動幅は、次の表の通りです。

通貨名	取引単位	呼び値の最小変動幅
米ドル	10,000米ドル	0.005(50円)
ユーロ	10,000ユーロ	0.005(50円)
英ポンド	10,000英ポンド	0.01(100円)
豪ドル	10,000豪ドル	0.005(50円)
スイスフラン	10,000スイスフラン	0.01(100円)
カナダドル	10,000カナダドル	0.01(100円)
NZドル	10,000NZドル	0.01(100円)
トルコリラ	10,000トルコリラ	0.01(100円)
ポーランドズロチ	10,000ポーランドズロチ	0.01(100円)
南アフリカランド	100,000南アフリカランド	0.005(500円)
ノルウェークローネ	100,000ノルウェークローネ	0.005(500円)
香港ドル	100,000香港ドル	0.005(500円)
スウェーデンクローナ	100,000スウェーデンクローナ	0.005(500円)
メキシコペソ	100,000メキシコペソ	0.005(500円)
中国人民元	100,000中国人民元	0.001(100円)
インドルピー	100,000インドルピー	0.001(100円)
韓国ウォン	10,000,000韓国ウォン	0.001(100円)(注)

(注) 韓国ウォンについては、100韓国ウォンあたりの呼び値となります。

対日本円取引のうち、トルコリラ及びメキシコペソについて、当分の間、上場が延期されます。

クロス取引の通貨組合せ、取引単位及び呼び値の最小変動幅は、次の表のとおりです。

通貨の組合せ	取引単位	呼び値の最小変動幅
ユーロ・米ドル	10,000ユーロ	0.0001(1米ドル)
英ポンド・米ドル	10,000英ポンド	0.0001(1米ドル)
豪ドル・米ドル	10,000豪ドル	0.0001(1米ドル)
NZドル・米ドル	10,000NZドル	0.0001(1米ドル)
米ドル・カナダドル	10,000米ドル	0.0001(1カナダドル)
英ポンド・スイスフラン	10,000英ポンド	0.0001(1スイスフラン)
米ドル・スイスフラン	10,000米ドル	0.0001(1スイスフラン)
ユーロ・スイスフラン	10,000ユーロ	0.0001(1スイスフラン)
ユーロ・英ポンド	10,000ユーロ	0.0001(1英ポンド)
英ポンド・豪ドル	10,000英ポンド	0.0001(1豪ドル)
ユーロ・豪ドル	10,000ユーロ	0.0001(1豪ドル)

その取引の仕組みは各通貨組合せとも共通で、次のとおりです。

- a. 限日取引は、毎取引日を取引最終日とします。同一取引日中において決済されなかった建玉については、付合せ時間帯終了時に消滅し、同時に翌取引日の建玉が消滅した建玉と同一内容で発生するものとします。この場合における建玉の消滅及び発生をロールオーバーといいます。
- b. ロールオーバーがなされた場合に、組合せ通貨間の金利を比較して差が生じているときは、金利差相当額（スワップポイント）が発生します。但し、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映しないことがあります。
- c. 建玉の決済は、先入先出法又は指定決済法のどちらかによる差金決済とします。
- d. 決済日は、中国人民元、インドルピー及び韓国ウォンは取引の7取引日の付合せ時間帯開始時の属する暦日、その他の通貨は取引の翌々取引日の付合せ時間帯開始時の属する暦日を原則とします。ただし、日本の銀行の休業日、通貨組合せの外国通貨の母国市場又は米国市場の休業日等により、決済日が繰り延べられる場合には、取引所が別途通知を行います。

証拠金

(1) 証拠金の計算方法

証拠金額は、一律方式により計算されます。同一通貨の組合せで売建玉と買建玉が両建てとなっている場合は、建玉数量の多い方の建玉に対してのみ証拠金額が計算されます。

一律方式では、建玉数量1枚につき取引所が定める一定の円通貨額を掛けた金額に、建玉の値洗い及び決済による評価損益の累積額、ロールオーバーに伴い発生したスワップポイントの累積額を加算又は減算して証拠金所要額とします。

(2) 証拠金の差入れ

顧客は、登録金融機関に取引所為替証拠金取引を委託する際に登録金融機関が定める額以上の額を発

注証拠金として差入れを求められることがあります。

(注) 他に建玉があるときは、次の(3)によります。

(3) 証拠金の維持

顧客は、取引所が取引日ごとに建玉について計算した証拠金所要額が差し入れている取引証拠金額を上回る場合には、取引所の定めるところにより、証拠金所要額と証拠金預託額との差額以上の登録金融機関が定める額を、登録金融機関が指定した日時までに、委託をした登録金融機関に差し入れなければなりません。

(4) 有価証券等による充当

証拠金は、有価証券等により充当することはできません。

(5) 評価損益及びスワップポイントの取扱い

値洗い及び決済により発生した評価損益の累積額、ロールオーバーに伴い発生したスワップポイントの累積額の合計額が正である場合には、合計額に相当する額を証拠金所要額より減算します。また、合計額が負である場合には、合計額に相当する額を証拠金所要額に加算します。

(6) 証拠金の引出し

証拠金預託額に決済差益を加えた額が、取引所が定める引出しの基準となる額以上の登録金融機関が定める額を上回る場合には、その上回る額を限度として証拠金預託額の範囲内で現金の引出しを行うことができます。

(7) ロスカットの取扱い

登録金融機関は、顧客の建玉を決済した場合に生じることとなる損失の額(値洗いによる評価損益及びスワップポイントを加減します。)が証拠金預託額に対し所定の割合に達した場合、損失の拡大を防ぐため、顧客の計算において転売又は買戻しを行うことができます(「ロスカットルール」といいます。)。ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。また、取引する通貨の対象国の休日等により、その通貨又は金融指標だけがロスカットされないことがあります。

(8) 証拠金を所定の日時までに差し入れない場合の取扱い

顧客が登録金融機関から請求された証拠金を所定の日時までに差し入れなかった場合には、登録金融機関は、当該取引所為替証拠金取引を決済するため、任意に、顧客の計算において転売又は買戻しを行うことができます。(顧客が取引所為替証拠金取引に関し、登録金融機関に支払うべき金銭を支払わない場合についても同様です。)

(9) 証拠金の管理

顧客が差し入れる証拠金は、東京金融取引所に預託することにより、登録金融機関の資金とは区分されるとともに、東京金融取引所においても同取引所の資産と区分して管理されます。顧客から預託を受けた証拠金が登録金融機関に滞留する場合は、三井住友信託銀行における金銭信託により、登録金融機関の自己の資金とは区分して管理します。

(10) 証拠金の返還

登録金融機関は、顧客が取引所為替証拠金取引について決済を行った後に、差し入れた証拠金に決済差益を加算した額から顧客の登録金融機関に対する債務額を控除した後の金額の返還を請求したときは、取引所が定める登録金融機関が返還すべき額を原則として遅滞なく返還します。

(11) その他

登録金融機関が取引所為替証拠金取引の委託の取次ぎを行う場合の証拠金の取扱いについても、上記の取扱いに準じます。証拠金の取扱いについて、詳しくは登録金融機関にお尋ね下さい。

決済時の金銭の授受

取引所為替証拠金取引の建玉の決済を行った場合は、通貨の組合せごとに、次の計算式により算出した金額が証拠金預託額に加算又は減算され、上記「証拠金 (6)証拠金の引出し」に従って、現金の引出しを行うことができます。

・対日本円取引の通貨の場合

$\{ 10,000\text{通貨単位} \times \text{約定価格差 (円)} + \text{累積スワップポイント} \} \times \text{取引数量}$

南アフリカランド、ノルウェークローネ、香港ドル、スウェーデンクローナ、メキシコペソ、中国人民元及びインドルピーの場合は、100,000通貨単位。

(注) 約定価格差とは、転売又は買戻しに係る約定価格と当該転売又は買戻しの対象となった新規の買付取引又は新規の売付取引に係る約定価格との差をいいます。

・韓国ウォンにおける対日本円取引の場合

$\{ 10,000,000\text{通貨単位} \times \text{約定価格差 (円)} + \text{累積スワップポイント} \} \div 100 \times \text{取引数量}$

取引単位は10,000,000通貨単位ですが、呼び値及びスワップポイントが100通貨単位あたりの数値であるため、実質的には100,000通貨単位となります。

・クロス取引の通貨の場合

$\{ 10,000\text{通貨単位} \times \text{約定価格差 (通貨単位)} + \text{累積スワップポイント (通貨単位)} \} \times \text{取引数量}$

(注) 決済がなされた取引日の対円取引の当日清算価格で円通貨額を確定します。

取引規制

取引所が取引に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置がとられることがありますから、ご注意下さい。

- a. 証拠金の額が引き上げられることがあります。
- b. 取引数量や建玉数量、発注数量が制限されることがあります。
- c. 取引が停止又は中断されることがあります。
- d. 取引時間が臨時に変更されることがあります。

益金に係る税金

個人が行った取引所為替証拠金取引で発生した益金(手仕舞いで発生した売買差益及びスワップポイント収益をいいます。以下同じ。)は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が 15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%、住民税が 5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、3年間繰り越すことができます。

復興特別所得税は、平成 25 年から平成 49 年まで(25 年間)の各年分の所得税の額に 2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです。

法人が行った取引所為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

登録金融機関は、顧客の取引所為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該登録金融機関の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

登録金融機関への取引の委託の手続きについて

顧客が登録金融機関に取引所為替証拠金取引を委託する際の手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 取引の開始

a. 本説明書の交付を受ける

はじめに、登録金融機関から本説明書が交付されますので、取引所為替証拠金取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出下さい。

b. 為替証拠金取引口座の設定

取引所為替証拠金取引の開始に当たっては、あらかじめ登録金融機関に為替証拠金取引口座の設定に関する約諾書を差し入れ、為替証拠金取引口座を設定していただきます。その際ご本人である旨の確認書類をご提示していただきます。

c. 媒介約諾書の差入れ

登録金融機関に取引所為替証拠金取引の委託の媒介を依頼する場合には、あらかじめ媒介に関する約諾書を差し入れていただきます。

(2) 発注証拠金の差入れ

取引所為替証拠金取引の委託注文をするときはあらかじめ、登録金融機関に所定の証拠金を差し入れていただくことがあります。登録金融機関は、証拠金を受け入れたときは、顧客に受領書を交付します。

(3) 委託注文の指示

取引所為替証拠金取引の委託注文をするときは、登録金融機関の取扱時間内に、次の事項を正確に登録金融機関に指示するか、又は登録金融機関が提供するシステム注文画面に正確に入力して下さい。

a. 委託する取引対象を上場している金融商品取引所の名称（この場合は東京金融取引所）

b. 委託する通貨の組合せ

c. 売付取引又は買付取引の別

d. 注文数量

e. 価格（指値、成行等）

f. 委託注文の有効期間

g. その他顧客の指示によることとされている事項（異なる注文方法の注文をセットで行う場合等）

(4) 建玉の保有又は結了の方法

既存の建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、転売又は買戻しとして取引数量分を建玉から先入先出法の順番で減じる方法又は既存の建玉との両建てとし、後で申告することにより建玉を減じる方法（指定決済法）のどちらかを選択します。指定決済法を選択する場合は、指定により建玉を減じる際に手数料を徴収しますので、顧客にとっては、手数料を二重に負担することとなります。また、建玉が両建てとなる期間、預託が必要な証拠金額が転売又は買戻しとするよりも多くなります。

(5) 委託注文をした取引の成立

委託注文をした取引が成立したときは、登録金融機関は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書を顧客に交付します。

(6) 証拠金の維持

委託をした取引所為替証拠金取引が成立したときは、発注証拠金は取引所が計算する取引証拠金に振り替わります。また、証拠金に不足額が生じた場合には、証拠金の追加差入れが必要になります。

(7) 委託手数料

登録金融機関は、顧客とあらかじめ取り決めた料率、額及び方法により委託手数料を徴収します。(別紙をご参照下さい。)

(8) 消費税等の取扱い

消費税等(消費税、地方消費税)については、委託手数料とともに徴収します。

(9) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

登録金融機関は、取引状況をご確認いただくため、顧客から請求があった場合は取引成立のつど、顧客からの請求がない場合は毎月ごと(以下「報告対象期間」といいます。)に顧客の報告対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成して、顧客に交付します。

(10) 電磁的方法による書面の交付

登録金融機関による書面の交付を電磁的方法により受けることを承諾する場合は、その旨書面又は電磁的方法による承諾をして下さい。

(11) 業者の取引停止等の場合の建玉移管等の手続き

取引所の取引参加者である登録金融機関が支払不能等の事由により、取引所から取引停止等の処分等を受け、取引所が顧客の未決済建玉について建玉移管又は決済を行わせることとした場合の顧客による手続きの概要は、次のとおりです。

a. 建玉移管を希望するときは、取引所の別の取引参加者である金融商品取引業者等に建玉移管を申し込んで承諾を受け、当該移管先の金融商品取引業者等に為替証拠金取引口座を設定する。

b. 建玉の決済を希望するときは、取引停止等の処分を受けた登録金融機関に対しその旨を指示する。顧客が取引所の定める日時までに上記a.又はb.の手続きを行わなかった場合には、取引所は、顧客の計算において、建玉の決済を行います。

なお、差し入れた証拠金及び決済差益は、取引所に預託されておりますので、その範囲内で取引所の定めるところにより、移管先の金融商品取引業者等又は取引所から返還を受けることができます。

(12) その他

登録金融機関からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかにその登録金融機関の取扱責任者に直接ご照会下さい。

取引所為替証拠金取引の仕組み、取引の委託手続き等について、詳しくは登録金融機関にお尋ね下さい。

取引所為替証拠金取引及びその委託に関する主要な用語

- ・受渡決済（うけわたしけっさい）

先物取引やオプション取引の決済期日に、原商品とその対価の授受を行う決済方法をいいます。取引所為替証拠金取引においては、受渡決済は行われません。
- ・売付取引（うりつけとりひき）・売建玉（うりたてぎょく）

一般に先物・オプションを売る取引をいいます。取引所為替証拠金取引の場合は、買い戻したときの約定価格が新規の売付取引の約定価格を下回ったときに利益が発生し、上回ったときに損失が発生することとなります。

売付取引のうち、決済が終了していないものを売建玉といいます。
- ・買付取引（かいつけとりひき）・買建玉（かいたてぎょく）

一般に先物・オプションを買う取引をいいます。取引所為替証拠金取引の場合は、転売したときの約定価格が新規の買付取引の約定価格を上回ったときに利益が発生し、下回ったときに損失が発生することとなります。

買付取引のうち、決済が終了していないものを買建玉といいます。
- ・買戻し（かいもどし）

売建玉を手仕舞う（売建玉を減じる）ために行う買付取引をいいます。
- ・金融商品取引業者等（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃとう）

取引所為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。
- ・限日取引（げんにちとりひき）

取引所為替証拠金取引において、毎取引日を取引最終日とする取引をいいます。同一取引日中に反対売買されなかった建玉は、翌取引日に繰り越されます。
- ・裁判外紛争解決制度（さいばんがいふんそうかいけつせいど）

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。ADRともいいます。
- ・先入先出法（さきいれさきだしほう）

転売又は買戻しに係る取引の数量をその有する売建玉又は買建玉について先に成立した建玉から順番に減じる方法をいいます。
- ・差金決済（さきんけっさい）

先物取引やオプション取引の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受する決済方法をいいます。
- ・指値注文（さしねちゅうもん）

価格の限度（売りであれば最低値段、買いであれば最高値段）を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ値段を定めずに行う注文を成行注文といいます。
- ・指定決済法（していけっさいほう）

同一の取引所為替証拠金取引において既存の建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合、既存の建玉との両建てとし、後で顧客が決済の対象とする建玉を指定して申告を行うことで建玉を減じる方

法をいいます。

- ・証拠金（しょうきん）
先物・オプション取引の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。
- ・スワップポイント
取引所為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該取引日に係る決済日から翌取引日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される計算上の数額をスワップポイントといいます。なお、通貨の需給の偏りにより、スワップポイントが金利差を反映しないことがあります。
- ・清算価格（せいさんかかく）
値洗いを行うために、付合せ時間帯終了後に取引所が決める価格をいいます。
- ・追加証拠金（ついかしょうきん）
証拠金残高が日々の相場の変動により自己の建玉を維持するのに必要な金額を下回った場合に追加して差し入れなければならない証拠金をいいます。
- ・付合せ時間帯（つけあわせじかんたい）
東京金融取引所の取引所為替証拠金取引は、同取引所の定める時間帯に行います。
- ・転売（てんばい）
買建玉を手仕舞う（買建玉を減じる）ために行う売付取引をいいます。
- ・特定投資家（とくていとうしか）
取引所為替証拠金取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。
- ・取引日（とりひきび）
東京金融取引所において、一営業日の付合せ時間帯開始時から当該付合せ時間帯の終了時までをいいます。その日付は当該一営業日の日付によります。
- ・値洗い（ねあらい）
建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、取引所において決められた清算価格により評価替える手続きをいいます。
- ・ヘッジ取引（ヘッジとりひき）
現在保有しているあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを先物市場で設定する取引をいいます。
- ・両建て（りょうだて）
同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。
- ・ロスカット
顧客の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者等が、顧客の建玉を強制的に決済することをいいます。
- ・ロールオーバー

取引所為替証拠金取引において、同一取引日中に反対売買されなかった建玉を翌取引日に繰り越すことをいいます。

(連絡先)

住信SBIネット銀行 カスタマーセンター

0120-953-895 (通話料無料) または

03-5363-7373 (通話料有料)

平日9:00~19:00 / 土・日・祝日9:00~17:00

(12月31日、1月1日~3日、5月3日~5日を除く)

取引所為替証拠金取引に関するお問い合わせは、上記の連絡先で承ります。

当社の苦情処理措置及び紛争解決措置

一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用

一般社団法人全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109または03-5252-3772

証券・金融商品あっせん相談センター連絡先

電話番号 0120-64-5005

対象事業者となっている認定投資者保護団体
ありません。

(別紙)

委託手数料の額及び徴収方法

1取引単位あたり片道148円以下(税込み)

委託手数料の詳細については当社WEBサイトをご覧ください。

委託手数料は、取引日の翌日に証拠金預託額から差し引いて徴収します。

当社が定める必要証拠金の額と証拠金不足について

(2011年1月16日現在)

原則、1週間毎に証拠金基準額を見直します。

証拠金基準額の水準に鑑み、必要証拠金額を当社が設定します。

1取引単位(1枚)あたりの必要証拠金額・証拠金基準額は、当社WEBサイトに掲示します。

必要証拠金は、新規注文の発注およびポジションの保有中に必要となる証拠金の額です。発注中や保有中は出金したり、あらたな新規注文に充当することはできません。

証拠金基準額は、ポジションを維持するために必要となる額です。前取引日終了後の値洗い時点で、証拠金預託額に評価損益・実現損益・未払手数料等を加減算した金額が、証拠金基準額を下回ると証拠金不足となり、追加入金が必要となります。

両建てでポジションを保有している場合は、買ポジションの数量と売ポジションの数量の多い方で必要証拠金額および証拠金基準額を計算します。

証拠金不足が発生した場合は、当該不足額以上を発生日の午後7時まで(発生日が土曜日の場合は翌月曜日の午後7時まで)にご入金ください。発生日の午後7時まで(発生日が土曜日の場合は翌月曜日の午後7時まで)にご入金を確認できず、かつ当該発生日(発生日が土曜日の場合は翌月曜日)が銀行営業日である場合には、お持ちのポジションをすべて決済させていただきます。

ロスカットルールについて

取引時間中の時価評価において、有効証拠金額が必要証拠金額の50%以下になると、損失の拡大を防ぐため、すべての保有ポジションを強制的に反対売買にて決済します。

有効証拠金額 = 証拠金預託額 + 評価損益相当額 + スワップポイント相当額
+ 決済損益予定額 - 未払手数料

必要証拠金額 = 1取引単位あたりの必要証拠金 × 保有ポジションの数量 ()

()両建てでポジションを保有している場合は、買ポジションの数量と売ポジションの数量の多い方で計算します。

当社の概要

・ 商号等 住信SBIネット銀行株式会社

- 登録金融機関 関東財務局長（登金）第636号
- ・ 沿革
 - 1986年6月 会社設立
 - 2007年9月 住信SBIネット銀行開業
 - 2008年6月 登録金融機関の登録
 - 2008年7月 金融先物取引業協会へ加入
 - 2008年8月 取引所為替証拠金取引取扱開始
 - ・ 設立年月日 1986年6月3日
 - ・ 資本金 310億円
 - ・ 本店所在地 〒106-6018東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー18F
 - ・ 代表者
 - 代表取締役会長 稲垣 光司
 - 代表取締役社長 川島 克哉
 - ・ 主な事業 銀行業
 - ・ 主要株主 三井住友信託銀行株式会社、SBIホールディングス株式会社
 - ・ 苦情受付窓口
 - 住信SBIネット銀行 カスタマーセンター
 - 0120-953-895または03-5363-7373
 - ・ 加入協会及び
 - 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
 - 認定投資者保護団体 一般社団法人全国銀行協会

以上